

青森県県土整備部設計単価決定の考え方

1. 用語の定義

1) 労務単価

労務単価とは、農林水産省及び国土交通省が所管する公共工事に従事した建設労働者の賃金等の実態を調査した結果を基に決定した公共工事設計労務単価をいう。

2) 主要材料

主要材料とは、アスファルト合材・生コンクリート・骨材・鉄筋コンクリート用棒鋼をいう。

3) 一般材料

一般材料とは、主要材料以外の材料をいう。

4) 市場単価

市場単価とは、材料費、労務費、機械経費等で構成される施工単位当たりの市場での取引価格をいう。

5) 物価資料

物価資料とは、(財)建設物価調査会及び(財)経済調査会が発行している下記の刊行物をいう。

「建設物価」(月刊版)、「土木コスト情報」(季刊版)：(財)建設物価調査会発行

「積算資料」(月刊版)、「土木施工単価」(季刊版)：(財)経済調査会発行

6) 建設資材調査

建設資材調査とは、年度版、定期設計単価の決定のために行う材料の市場価格(取引実価格)調査をいう。

7) 見積書

見積書とは、製造会社・販売会社等から徴収したものをいう。

2. 設計単価の決定方法

1) 公共工事設計労務単価、工場製作品単価、委託業務における設計業務等技術者単価及び材料単価等については、国が決定した単価をもとにして決定する。

2) 年度版単価改定の4月単価は、単価変動率の有無に関わらず全単価について建設資材調査により決定する。

建設資材調査は、3月期(1月下旬から2月上旬)を原則とする。

3) 10月改定単価は、9月期(7月下旬から8月上旬)の物価資料に基づき決定する。ただし、8月期の単価動向調査において単価変動率が±5%未満の場合は、単価改定を行わない。

4) 建設資材調査

下記の地場材(地域別単価)は、単価決定のために市場の実態調査を行う。

- ・ 砂、碎石類(再生碎石含む)
- ・ 鉄鋼スラグ
- ・ 捨石類
- ・ アスファルト合材(再生アスファルト合材含む)
- ・ 生コンクリート
- ・ 土木ブロック類
- ・ 環境庁告示46号試験費(六価クロム溶出試験)

- ・ 最終処分場受入料金
- ・ 建設廃棄物再資源化施設受入料金

なお、上記地場材のうち主要材料は、「建設資材対策東北地方連絡会」申し合わせ事項により共同調査（調査地域分担）を行い、単価決定する。

一般資材は、実態調査及び物価資料により単価決定する。

決定単価は、調査価格の最低価格を採用する。

5) 市場単価

イ) 単価改定時期及び基準

改定は価格変動率にかかわらず、4月及び10月改定とする。

ただし、材料が分離計上されている市場単価においては、材料価格は設計単価表によるものとし、一物二価とならないようにする。

4月単価は、物価資料「冬号」、10月単価は、物価資料「夏号」により決定することを標準とする。

ロ) 市場単価の決定方法

次の物価資料に掲載されている「青森」の価格の低い方を採用する。

- | | |
|----------------|---------------|
| 「土木コスト情報」(季刊版) | (財) 建設物価調査会発行 |
| 「土木施工単価」(季刊版) | (財) 経済調査会発行 |

3. 設計単価の改定時期及び管理基準

1) 設計単価の改定時期

年度版単価改定は4月1日とし、全面改定を原則とする。ただし、材料単価の変動が著しい場合は、必要に応じて改定するものとする。

2) 管理基準

イ) 管理は毎月管理を原則とする。

ロ) 主要材料については、設計単価に対して±5%以上の変動が生じた場合に改定することを標準とする。

ハ) 一般材料については、設計単価に対して±10%以上の変動が生じた場合に改定することを標準とする。ただし、10月改定においては、±5%以上の変動が生じた場合に改定することを標準とする。

4. 公表設計単価表に掲載されていない材料単価の決定方法

公表設計単価表に掲載されていない材料単価の決定順位は、次によることを原則とする。

- ① 物価資料により決定する。
- ② 見積書により決定する。

1) 物価資料により単価を決定する場合

イ) 物価資料のうち「建設物価」及び「積算資料」に掲載されている価格の低い方を採用するものとする。ただし、「建設物価」及び「積算資料」の一方に掲載されている品目については、一方の物価資料に掲載されている価格を採用する。

ロ) 公表価格となっている品目のうち割引額又は割引率が表示されている品目については、割引した価格を採用してよいものとする。

ハ) 物価資料に掲載されている都市の取扱については、次によるものとする。

①「全国」・「全国価格」・「東北」・「青森」と掲載されている品目の材料単価は、県内全域の材料単価として採用する。

②「青森市」「弘前市」等県内の市町村が掲載されている品目の材料単価は、各地区の材料単価として採用する。

2) 見積書により単価を決定する場合

物価資料、特別資料に無い材料の単価は、見積書を徴収して決定する。

見積書の徴収は、下記を原則とする。

①依頼先の選定は、5社以上を原則とする。

ただし、品目の取扱社が限定されている場合、特別な事情がある場合は4社以下から見積書を徴収することができるものとする。

②見積書の徴収に当たっては、製品名・形状寸法・品質・規格・数量・納入時期・荷渡し条件（現着単価等）・納入場所等の条件を提示して、実勢価格で見積を依頼するものとする。

③見積書による材料単価は、徴収した見積書の最低価格を採用する。

ただし、最低価格が直近上位の価格と30%以上の差異がある場合は、異常値として最低価格を棄却し、直近上位価格を採用する。

$$A = (B - C) / B \times 100$$

A : (%) 価格差比率

B : 見積書最低価格に対する直近上位（4番目）価格

C : 見積書最低（5番目）価格

④「設計単価表」に品目があるが、使用しようとする規格がない場合は、単価表に掲載されている品目規格と使用する規格品の見積を徴収し、次により単価決定する。

$$A = B / B' \times C$$

A : 使用しようとする材料単価

B : 設計単価表に掲載している材料品目規格の単価

B' : 設計単価表に掲載している材料品目規格と同一材料の見積最低価格

C : 使用しようとする材料品目規格と同一材料の見積最低価格

⑤1社のみ製造の特別な材料の場合は、見積書の価格の90%を材料単価として採用する。

5. 端数調整方法

①生コン..... 10円単位（m³当り）

②アス合材・骨材..... 50円単位（t・m³当り）

00~49円→00円、50~99円→50円

③鋼材・丸鋼..... 500円単位（t当り）

000~499円→000円、500~999円→500円

④PCより線・棒鋼..... 小数第2位の切捨（kg当り）

⑤その他一般資材..... 価格の絶対値により切捨

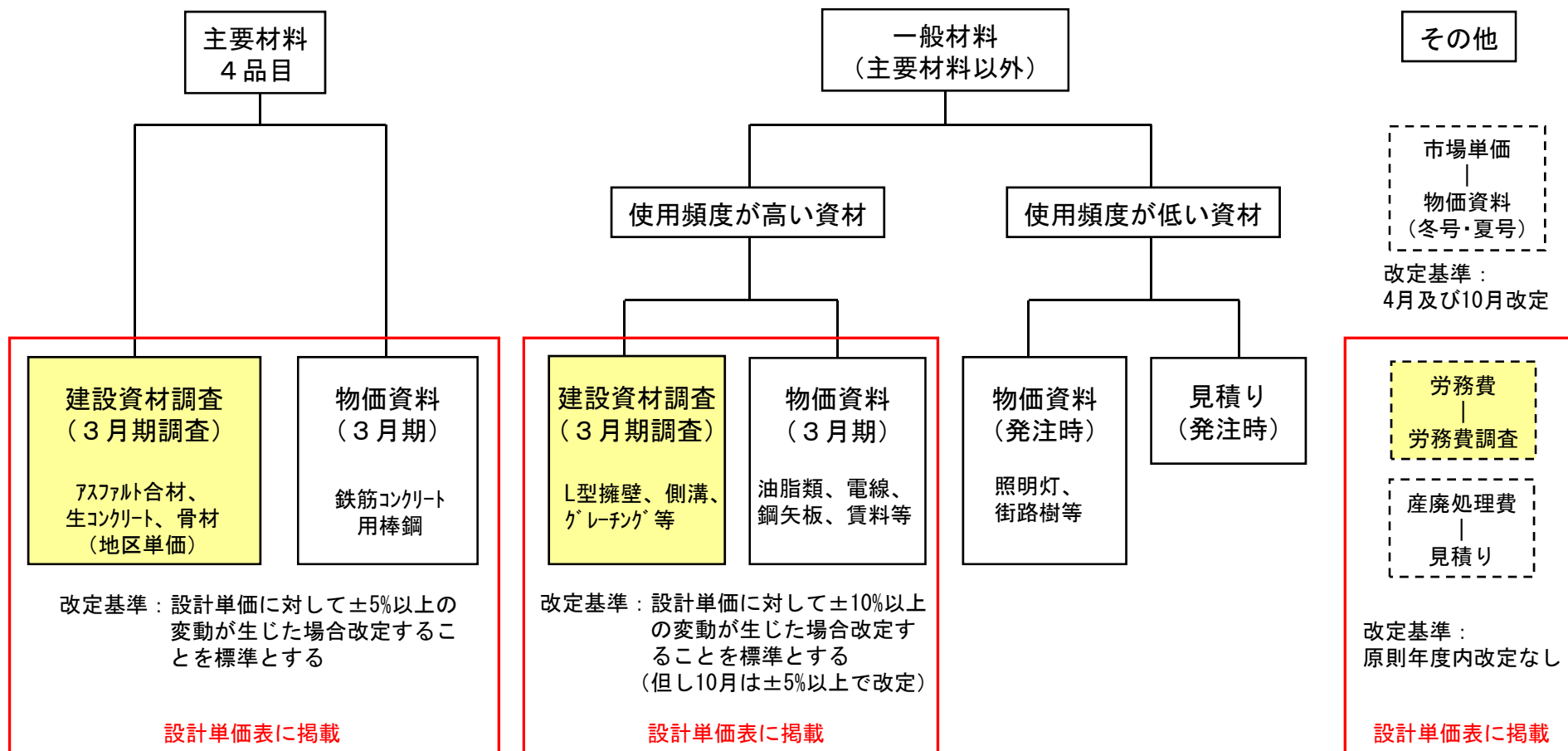
価格<1,000→円単位、1,000≤価格<10,000→10円単位

10,000≤価格→100円単位

6. その他

単価改正の時期は、原則として当該年度の2月1日適用を最終とする。

青森県県土整備部設計単価決定の考え方（対象：土木工事）



注1. 物価資料に基づく単価は著作権の関係上公表していない。
 注2. 産廃処理費は業者別の価格情報であることから公表していない。

塗りつぶしは公表単価